

函館市立桔梗中学校 いじめ防止基本方針（令和6年4月改定）

I いじめ防止基本方針作成にあたっての学校の基本的な考え

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることであり、どの子どもでも、被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な影響を与え、その生命又は心に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努めなければなりません。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

函館市立桔梗中学校は、国・北海道・函館市の改定いじめ防止基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を改定しました。

II いじめに対する基本認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義します。

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、常にいじめを受けた生徒の立場に立つことが重要であり、その判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、担任などの特定の教職員だけによることなく、学校内に組織されている「いじめ対策委員会」を十分活用して客観的に判断し、対応する。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、学校・学級や部活動、塾等、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- インターネットを通じたいじめ等、本人の自覚がない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心理的苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「発達障がいを含む障がいのある生徒」や「海外から帰国した生徒や外国人の保護者を持つなどの外国につながる生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」、「東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえ

た適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる。
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる。
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 携帯電話・スマートフォン・パソコン等で、誹謗中傷等の嫌なことをされる。

3 いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- 一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、すべての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなる場合があり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、生徒の発達の段階に応じた人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができずに起こり得る。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、いじめ解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ対策委員会」を活

用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断するものとします。また、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

- いじめに係る行為が止んでいること被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または「いじめ防止等対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒本人およびその保護者に対し、いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

Ⅲ いじめの未然防止

1 学校

- 教育活動全体を通じ、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりに努め、互いに認め合いながら課題を克服していく力や、相手への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくこうとする力を育てる。
- すべての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる居場所づくりや、他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる絆づくりの取組を進めるとともに、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- すべての生徒に心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせ、いじめが生まれない環境を醸成する。

2 教職員

- 生徒への理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努める。
- 一人ひとりの個性を生かした授業や学級経営を通して、自他を尊重する態度の育成に努める。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けるとともに、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

【具体的な取組】

(1) 学級経営の充実

教師の受容的、共感的態度により、生徒の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりを行う。また、学級のルールや規範が守られる指導の継続や正しい言葉遣いができる集団を育てる。

(2) 授業中における生徒指導の充実

自己決定、自己存在感、共感的人間関係のある授業づくりを進めると共に、楽しくわかる授業を通して生徒達の学び合いを保障する。

(3) 人権教育の充実

いじめは相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。また、人の痛みを思いやることができるように、生命尊重の精神や人権の感覚を育むとともに人権意識の高揚を図る。

(4) 道徳教育の充実

他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するいじめを「しない・許さない」という、人間性豊かな心を育てる。

(5) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

他者と関わる生活体験や社会体験が少ないことから、日々の授業や学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を増やしたり、対等で豊かな人間関係を築くための教育活動を工夫する。

IV いじめの早期発見等

1 学校

- いじめの問題に迅速に対応するために、いじめの早期発見が不可欠であることから、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、いじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、いじめを行ったとされる生徒に対しては、事情を確認した上で、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど、組織的に対応する。

2 教職員

- 教職員がささいな兆候や懸念、生徒の訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、法により全ての学校に設置されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下、「いじめ防止等対策委員会」という。）」に報告や相談を行う。
- いじめを発見し、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めの方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止等対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 「いじめ防止等対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組

織的な対応方針の下、被害生徒を徹底して守り通す。

- いじめを行った生徒によるいじめを受けた生徒に対する謝罪のみでいじめが解決したものとするのではなく、双方の当事者や周りの生徒が好ましい集団活動を取り戻すよう、継続した取組を進める。

【具体的な取組】

(1) 複数の目による日々の生徒観察

担任、教科担任、学年団、部活動顧問など複数の目で、グループ内の人間関係や生徒の日々の動きを把握する。また、生活反省用紙や連絡票の活用により生徒や保護者との信頼関係を構築する。

(2) 教育相談の活用

チャンス相談のように日常の生活の教職員の声かけや、定期的な教育相談週間を設ける等、相談活動の整備を図る。また、スクールカウンセラーや特別支援教育支援員等と連携を図る。

(3) 定期的ないじめアンケートの実施

学校は、いじめやいじめの疑いのある状況を把握し、いじめとして認知するための重要な参考資料の一つとするため、道教委が実施している「いじめの把握のためのアンケート調査」に加え、定期的に学校独自の生活アンケートを毎月実施する。

(4) いじめを訴えることの意義と手段の周知

いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。また、学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

【相談しやすい環境づくりをすすめるために】

本人からの訴えには

- ①心身の安全を保障する
- ②事実関係や気持ちを傾聴する

周りの生徒からの訴えには

- ①勇気ある行動を称える
- ②新たないじめ発生を防ぐために聞き取り等を工夫する

保護者からの訴えには

- ①保護者の気持ちを十分に理解し、日頃から信頼関係を築く。

V 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

■ 「心身または財産に重大な被害」とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

■ 「相当の期間」とは

- ・年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校または教育委員会の判断により迅速に対応する。

(2) 重大事態への対処

(1)の重大事態にあたるかどうかは、第一義的には学校が判断することになります。学校は、重大事態の疑いを含め、それらを認知した場合には、ただちに学校に設置している「いじめ対策委員会」において対応するとともに、教育委員会に報告します。

(3) 調査方法

学校は、当該重大事態に至る要因等を明確にするため、聞き取りや質問紙調査を行い、以下のような事実関係を明確にします。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・どこで
- ・誰が
- ・何を
- ・どのように（態様）
- ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

いじめを受けた生徒、およびいじめを行った生徒から十分に聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員、保護者に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行います。いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合には、迅速に当該生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意見を十分に聴取した上で調査に着手します。

(5) 調査結果の取扱い

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に提供します。

VI いじめの発見から解決まで

【いじめの対応基本的な流れ】

いじめの情報キャッチ

- 日常観察，アンケート
- 教育相談
- 本人，周囲，保護者の訴え



正確な実態把握

- 当事者双方からの聞き取り
- 教職員の情報の共有と正確な把握
- 1つの事象にとらわれず全体を把握



指導体制，方針の決定

- 指導のねらいの明確化
- 対応する教職員の役割分担

保護者との連携



関係機関等との連携

生徒への指導と支援

- いじめられた生徒の心配や不安を取り除く
- いじめた生徒に相手の苦しみや心の痛みを理解させ「いじめは許されない行為」という人権意識を持たせる

保護者との連携



今後の対応

- 継続的な指導と支援
- S Cの活用
- 心の教育の学級経営

いじめられた生徒

<生徒に対して>

- ・事実確認とともにつらい気持ちを受け入れ，最後まで守り抜くことを伝える。
- ・自信を持たせ，自尊感情を高め，必ず解決出来ることを伝える。

<保護者に対して>

- ・発見したその日に家庭訪問し事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え，今後の対応を協議する。
- ・家庭と連携して，子どもの変化に注意してもらう。

いじめた生徒

<生徒に対して>

- ・いじめた気持ちや状況を十分に聞き，いじめの背景に目を向け指導する。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- ・正確な事実関係を説明し，いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝える。
- ・事の重大さを認識させ家庭での指導を依頼するとともに，今後の関わりなど一緒に考える。

周りの生徒

- ・当事者だけの問題にとどめず，学級，学年，学校全体の問題として考え，傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・見て見ぬふりやまわりではやし立てる行為は，いじめを肯定していることを理解させる。

VII いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等対策委員会はいじめ問題への組織的な取り組みを推進するために設置される。メンバーは校長，教頭，生徒指導担当，担任，養護教諭，外部の専門家（ＳＣ含む）で構成されるが，実態によって柔軟に対応する。いじめの対応の他，いじめ防止に関わる全体計画の検討や，実態把握，点検等も行う。

VIII ネット上のいじめの対応

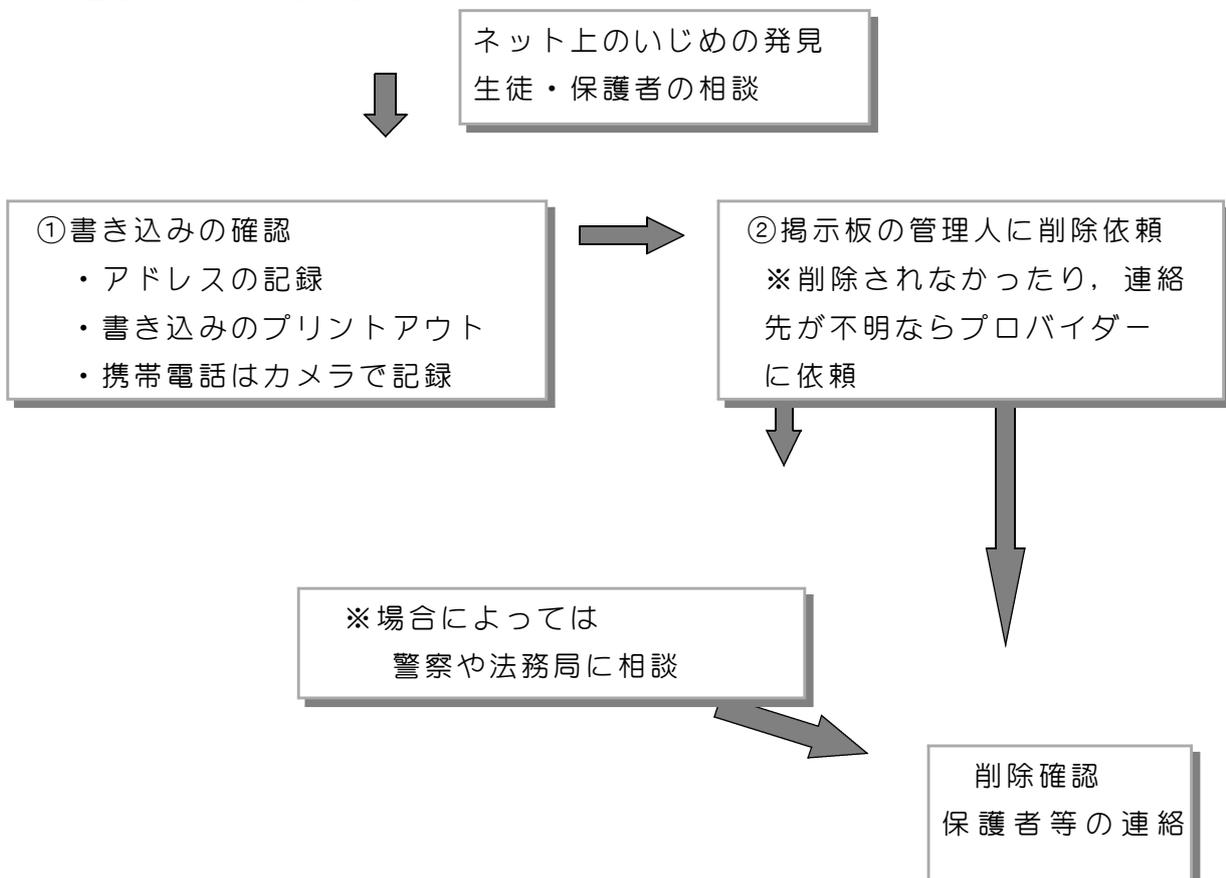
(1) 情報モラルの指導

- ・ 掲示板等へ誹謗・中傷等の書き込みをすることはいじめであり，決して許されることではないことを指導する。
- ・ 匿名で書き込んでも，書き込みを行った個人が特定されることを理解させる。
- ・ 重大犯罪につながり悪質な場合は，警察に検挙されることがあることを理解させる。
- ・ 発信した情報はすぐに広まることを指導する。

(2) 保護者会での啓蒙

- ・ 学校での情報モラル指導だけでは限界があるので家庭での協力を依頼する。
- ・ 生徒達のパソコンやスマートフォン等の管理をするのは，まずは家庭であり危険から守るためのルールづくりを推進する。
- ・ 家庭でメールを見たときの表情の変化や，トラブルに巻き込まれたときの変化に気づいたら，学校へ相談する。

【書き込み削除の手順】



IX 年間計画

月	委員会・研修会等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
4	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策委員会 (方針・計画の検討) 生徒指導交流会 (情報交流) 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ実態把握調査 学級活動(いじめにの対する学校の基本姿勢) SST 	<ul style="list-style-type: none"> 学年懇談会(方針周知) 生活アンケート
5	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導研修会 (いじめの対応) いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 1年情報モラル教室 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 学級・学年づくり 人間関係づくり </div>	<ul style="list-style-type: none"> チャンス相談/2者面談 生活アンケート
6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策委員会 (アンケート検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 定例教育相談 いじめ撲滅運動 2年情報モラル教室 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート① 生活アンケート
7	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価 いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 1学期を振り返り SST 3年情報モラル教室 校外生活委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 道教委いじめ調査 チャンス相談 生活アンケート
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策委員会 (調査等情報の共有) 生徒指導交流会 	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動 (いじめ撲滅の指導) 	<ul style="list-style-type: none"> チャンス相談 生活アンケート
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 情報モラル研修会 悩み調査 SST 	<ul style="list-style-type: none"> 祭典巡視パトロール チャンス相談 生活アンケート
10	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導研修会 いじめ防止等対策委員会 (アンケートの集約分析) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級・学年づくり 人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート② 生活アンケート
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ撲滅の全校集会 定例教育相談 SST 性教育集会 	<ul style="list-style-type: none"> 道教委いじめ調査 生活アンケート
12	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価 いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 校外生活委員会 (各学校のいじめ撲滅運動の交流) 	<ul style="list-style-type: none"> 二,三者懇談 生活アンケート
1	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導研修会 いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 学級活動 (いじめ撲滅の啓発) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員会 	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケート③ 生活アンケート
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止等対策委員会 (本年度の成果と課題) 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校との引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート

